



第73回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第23回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会

資料1-9

2021(令和3)年12月3日

厚生労働省発健 1203 第1号
令和3年12月3日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



諮問書

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第2項の規定により適用する同法第24条第5号の規定に基づき、別紙「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求めます。

厚科審第39号
令和3年12月3日

予防接種・ワクチン分科会長
脇田 隆 宇 殿

厚生科学審議会長
福井 次 矢



「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和3年12月3日付け厚生労働省発健1203第1号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚 科 審 第 40 号
令和 3 年 12 月 3 日

予防接種・ワクチン分科会
副反応検討部会長
森 尾 友 宏 殿

予防接種・ワクチン分科会長
脇 田 隆 字

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和 3 年 12 月 3 日付け厚生労働省発健 1203 第 1 号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。

予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の対象となる症状の追加

予防接種法附則第七条第二項の規定により適用する同法第十二条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の対象となる症状として、(一)及び(二)に掲げる症状を加え、対象となる期間は、症状ごとに当該(一)及び(二)に掲げる期間とすること。

- (一) 心筋炎 二十八日
- (二) 心膜炎 二十八日

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。

